

表3 排水水測定結果

市町村	工場・事業場の名称	施設区分	届出区分	排水水測定結果			備考	
				採取年月日	排水量	排水濃度		基準値
					m ³ /日	pg-TEQ/L		pg-TEQ/L
市川市	市川市クリーンセンター	15	使用	R3.6.29	41.1	0.000054	10	
				R4.1.17	40.4	0.000039		
	市川市衛生処理場	15イ	使用	休止中				
	江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場	18	使用	R3.5.12	112,850	0.00012		放流渠
				R3.5.12	40,080	0.000054		第2放流ポンプ棟
				R3.8.4	240,340	0.00015		放流渠
				R3.8.4	38,200	0.000039		第2放流ポンプ棟
				R3.11.10	186,960	0.00021		放流渠
				R3.11.10	14,860	0.000045		第2放流ポンプ棟
				R4.1.5	164,150	0.00026		放流渠
	江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場	18	設置	R4.1.5	27,810	0.000069		第2放流ポンプ棟
				R3.5.12	16,150	0.00010		特高横人孔
				R3.8.4	19,422	0.00011		放流人孔
R3.11.10				19,400	0.00039	放流人孔		
			R4.1.5	16,619	0.00095	放流人孔		
野田市	野田市第二清掃工場	15イ	使用	R3.7.19	80	0.000024		
市原市	コスモ石油(株) 千葉製油所	15イ	使用	R3.8.19	804,733	0.62	10	
	DIC(株) 千葉工場	15,15イ,15ロ	使用	R3.12.13	7,802	0.017		
				R3.12.13	3,869	2.0		
	KHネオケム(株) 千葉工場	15イ	使用	R3.12.2	4,610	0.97		
	出光興産(株)千葉事業所	15イ	使用	R3.4.21	130	0		
	JNC石油化学(株) 市原製造所	15,15イ	使用	R3.10.4	16,503	0.14		
	ライオン(株) 千葉工場	15イ,15ロ	使用	R3.10.26	190	0		
	AGC(株) 千葉工場	15イ	使用	R3.5.24	11,700	1.2		
				R3.5.26	3,800	0.91		
	東レ・ファインケミカル(株) 千葉事業場	15イ,15ロ	設置	R3.6.29	11,640	0.037		
	市原市松ヶ島終末処理場	18,15イ	使用	R3.9.16	25,621	0.00086		
				R4.2.4	23,907	0.00023		
	丸善石油化学(株) 千葉工場	19,15イ,15ロ	使用	R3.7.29	16,000	0.41		
三井・ケマーズフロプロダクツ(株) 千葉工場	17ロ	使用	R3.9.27	415	0.00017			
我孫子市	手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場	18	使用	R3.10.6	230,805	0.00015	10	
				R3.10.20	241,143	0.000084		
				R3.12.15	224,776	0.00022		
君津市	君津富津終末処理場	18	設置	R3.6.8	21,190	0.000087		
袖ヶ浦市	広栄化学(株) 千葉工場 住友化学(株) 千葉工場(袖ヶ浦地区)	15イ,15ロ 19,15イ	使用 使用	R3.7.12	6,550	0.021	10	
				R3.7.13	18,179	0.025		
				R3.7.13	70,882	0.017		
				R3.7.13	110,558	0.014		
いすみ市	日宝化学(株) 千町工場	15イ	使用	R3.5.26	2,000	0.061		
神崎町	イソライト工業(株) 生産本部 神崎工場	4	設置	R3.5.18	262	0.11	10	
				R3.11.14	262	0.044		
長生村	株合同資源 千葉事業所	15イ	設置	R3.6.21	34,978	0.14		

(注1) 施設区分の「4」はアルミナ繊維製造に供する廃ガス洗浄施設、「15」は廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設、「15イ」は廃棄物焼却炉における廃ガス洗浄施設、「15ロ」は廃棄物焼却炉における湿式集じん施設、「17ロ」はフロン類破壊の用に供する廃ガス洗浄施設、「18」は特定施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理する下水道終末処理施設、「19」は他の特定施設排水の処理施設をそれぞれ示す。

(注2) 届出区分は、法施行日(H12.1.15)以降に設置された施設は「設置」とし、H12.1.14以前に設置されている施設は「使用」とする。